

競争的資金等の適正な運営・管理に関する基本方針

令和 4 年 4 月 1 日

株式会社インターネットイニシアティブ（技術研究所）（以下、「当研究所」という。）は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、競争的資金等の不正利用を防止し、適正な運営と管理を図ります。

1. 責任体系の明確化

- 当研究所における競争的資金等の運営・管理に関わる責任者を定め、その職名及び責任体系図を当研究所ホームページで公表します。

<最高管理責任者>

- 当研究所全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として、技術研究所所長を充てます。

<統括管理責任者>

- 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、技術研究所副所長を充てます。

<コンプライアンス推進責任者>

- 統括管理責任者の指示の下、各室の競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、技術研究所室長を充てます。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備及び必要な行動規範の策定

2-1 コンプライアンス教育、啓発活動の実施

- 不正を事前に防止するため、「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施します。
- 競争的資金等の配分を受けて研究活動に従事する者に対し、不正行為を行わない旨「誓約書」の提出を求めます。
- 会社の定める「役員及び従業員の行動、倫理に関する規程」を遵守します。
- 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、啓発活動を行います。

2-2 ルールの明確化・統一化

- 「競争的資金等の使用マニュアル」を定め、競争的資金等の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、構成員に周知を図ります。

2-3 職務権限の明確化

- 「技術研究所組織規程」、会社の「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき、明確な決裁手続きを行います。

2-4 告発の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備

- 「競争的資金等に係る研究活動の不正行為防止等に関する規程」を定めます。
- 「競争的資金等に関する告発等の取扱い・調査及び懲戒に関する規程」を定めます。

3. 不正要因の把握と不正防止計画の策定

- 不正使用防止計画の推進を担当する者（以下、「防止計画推進担当者」という。）を置きます。
- 防止計画推進担当者は、統括管理責任者と連携し、不正を発生させる具体的な要因を把握し、不正防止計画を策定・実施します。

4. 競争的資金等の適切な運営・管理活動

- 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。
- 予算執行状況を検証し、実態と合ったものであるか確認します。
- 予算執行内容を収支簿へ記録し、証憑書類を適切に保管します。

5. 情報発信・共有化の推進

- 競争的資金等の不正への取組みに関する方針、不正防止計画及び規程を、当研究所ホームページで公表します。
- 競争的資金等の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者様に対し、不正行為等に関与しない旨の誓約書を求めます。
- 当研究所内外からの不正疑いの指摘、研究者からの申出を受け付ける「告発窓口」を設置し、当研究所ホームページで公表します。
- 競争的資金等の使用に関するルール等について、当研究所内外からの相談を受け付ける「相談窓口」を設置し、当研究所ホームページで公表します。

6. モニタリングの在り方

- 競争的資金等の適切な管理のため、当研究所「競争的資金等に関する内部監査実施マニュアル」に基づき、内部監査、通常監査及びリスクアプローチ監査を実施します。
- 内部監査室は、防止計画推進担当者と連携し、不正が発生するリスクに対して監査を実施します。